

# グローバル・リスク・ウォッチ Vol.13

## グローバル・リスクオフ小休止の中でもがく日本経済 他

=====

<<index>>

[1. グローバル・リスクオフ小休止の中でもがく日本経済\(大山\)](#)

2. 行き過ぎた金融規制強化の可能性?(岩井)

[3. アベノミクスの先行きに対する不透明感\(祖父江\)](#)

[4. 新興国ビジネスリスクシリーズ\(3\)~ベトナム~\(茂木\)](#)

[5. 講演最新情報\(2016年4月時点\)](#)

=====

### 2. 金融規制の動向に係る概観(トレンド&トピックス)

#### 行き過ぎた金融規制強化の可能性?(有限責任監査法人 トーマツ シニアマネジャー 岩井浩一)

バーゼル銀行監督委員会(以下、BCBS)の規制策定作業がやや慌しくなってきました。この1ヶ月程に限っても、信用リスクの内部格付手法について「信用リスクアセットのばらつきの削減:内部モデル手法の利用の制約」と題した市中協議文書や「銀行勘定のリスクアセットに係る規制上の整合性に関する第二次報告書」が、また、レバレッジ比率について「バーゼルⅢレバレッジ比率フレームワークの改定」と題した市中協議文書がそれぞれ公表されています。

これらの規制改革文書については、公表されることが既に決まっていたという意味では驚きはありません。また、BCBSが上記の文書において、これまでの改革案は資本要件を全般的に引き上げることを企図したものではない点に言及し、BCBSの規制改革の結果、所要資本が大きく上昇するわけではないという“ニュアンス”を示したことは、銀行業界にとって幾らかの安心材料になっているかもしれません。

ところが、上記の文書には、内部モデル手法を利用する銀行にとって、潜在的に大きな影響を及ぼし得る提案が含まれています。具体的には、信用リスクの内部格付手法に関して、同手法を適用できるエクスポージャーの範囲を限定するだけでなく、内部モデルのモデルパラメータ自体にもフロア(下限)を設けることを提案している点です。更に、内部モデル手法に

適用される「資本フロア」の水準として 60%～90%を検討している旨を表明しました。仮に、90%の資本フロアが採用された場合には、銀行によっては内部モデル手法を利用するインセンティブが大きく低下することになると予想されるのです。既に、2016年3月に公表されたオペレーショナル・リスクに係る第二次市中協議文書において内部モデル(AMA)を廃止することが明記されていたように、BCBSは内部モデル方式に対してはかなり厳格な姿勢を堅持しているといえます。このような流れのなかでは、BCBSによる規制改革の結果、銀行がリスク管理態勢や計測手法を高度化させるインセンティブは強い影響を受けることになるでしょう。

こうしたなか、上記の個別規制に着目したわけではないと思われませんが、金融庁からこれまでのグローバル金融規制強化に対して改めて慎重な立場が示されている点は注目に値するといえるでしょう。例えば、金融庁の河野金融国際審議官は最近のインタビューのなかで、規制改革の影響を分析する際には、様々な規制の複合的な影響を考察すべきであること、また、既に導入された規制改革によって問題が発生している場合には当局は修正をためらうべきではないことを指摘しています。更に、金融庁の森長官は、4月13日の講演において、一連の規制強化によって銀行の安全性と健全性が数多くの分厚い防除壁で守られているような状況になっており、当局は分厚い防御壁が金融安定と成長という2つの目標を達成するうえで十分であるかを慎重に考察すべきである、と指摘しています。森長官はそのうえで、金融庁は今後、こうした規制中心のフレームワークから動学的な監督(dynamic supervisory)によって補完されたフレームワークに移行するつもりであると述べ、規制一本槍の手法に慎重な考え方を示しています。

このような議論をみると、日本の当局は、金融危機後の規制強化の結果、金融仲介機能が過度に萎縮し、実体経済や資本市場に悪影響が及ぶリスクを意識しているように思われます。勿論、金融庁の姿勢が直ぐにBCBSや欧米当局の政策スタンスを変える保証はありませんが、今後は、内外当局者によって、これまでの規制改革の効果が検証されていくことになるでしょう。こうした検証の結果、どのような効果が確認されるのか、そして、本当に規制強化が見直されることになるのか、益々注視が必要になっていくでしょう。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](https://www.facebook.com/deloitte)、[LinkedIn](https://www.linkedin.com/company/deloitte)、[Twitter](https://twitter.com/deloitte) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。